

スペッコ便り 2021

佐々木健

1. 2021 年 9 月 23 日から 25 日（現地時間）まで、コンスタンティヌス帝期ローマ法学会 Accademia Romanistica Costantiniana〔以下、ARC〕第 25 回国際大会が開催された。イタリア、ウンブリア州（ペルージャ県）の都市スペッコ、旧市庁舎での対面参加と、学会ホームページ（下記参照）に貼られたリンクから Zoom での参加とが認められた。初のハイブリッド開催であった。

<https://accademia-romanistica-costantiniana.unipg.it/>

対面参加にはイタリア式のワクチン・感染症陰性証明と事前申込が必要で、ホームページに掲載された会場写真を見る限り、参加者は登壇時を除きマスク着用のものである。オンライン参加の当方には、司会者・報告者の姿だけが確認できた。

前年は、Microsoft の Teams を用いて、円卓会議がオンラインのみで開催された。これについては、本誌前号所収の塚原義央「ARC2020 参加記」を参照されたい。円卓会議と国際大会との関係を含め、今回大会に至る道程については、拙稿「スペッコ便り 2019」（本誌創刊号所収）に譲る。本稿は、その続編である。上記学会ホームページには、開催実績やテーマ、各回のポスターなども掲載されている。大会当日には報告資料 PDF もリンクが貼られていたが、終了後、閉鎖されたようである（資料に御関心の向きは、本誌事務局まで照会されたい）。

本稿では、報告内容を逐一紹介せず、概要に触れるに留める。その上で、筆者（佐々木）の関心から、特定の報告、大会の最後を飾った或る報告に限り、立ち入って検討を加えることとしたい。

2. 大会テーマは、前回円卓会議での議論を踏まえ、「古代末期における法的テキストの構築：文化、言語、論拠と文体の道行き」とされた。彫琢された論題設定に相応しく、26本の報告が予告された。当日、報告順を入れ替えたり、開催期間中の報告枠間移動も紹介されたが、今回は、全ての報告に時間が確保された。帝政後期における帝政前期法学の残存、諸民族の交流、キリスト教と婚姻、時宜に適う感染症問題、用語法と教父の関係、皇帝金庫、犯罪論、母権制、テキストと皇帝官房・法典編纂、近世における受容と影響など、多彩である。

大会に先立つ9月22日・23日には、恒例の若手セミナー「ジュリアーノ・クリフォ」が開催された。教父の法学用語法、測量と法、帝政前期テキストの古代末期における利用、ガリアにおける文言解釈、法学教育といった内容で、講義と討論が行われた。

大会中は、Zoomのチャット機能、特にダイレクトメッセージを活用して、兄弟子や若手研究者と挨拶を交わすなど、旧交を温めることも出来た。対面会場に参加した会員は、夕食会などを共にしたようである。

3. 大会の最後に、Victor Crescenzi教授の報告があった。「古典世界との連続性と不連続性：対審・口頭弁論 *contraddittorio* について」と題された。イタリア法制史の専門家で、ヴェネツィアなど中世都市の研究、法学教育と文献に関する論考でも知られる。

報告は、クリフォ先生が1972年に発表した修辞と解釈に関する論考を引用して始まった。次いで、セネカ「メデア」の一節が読み上げられた。下記引用は、筆者が補った部分を含む。

Seneca, *Medea*; 192, 199-200

Quod crimen aut quae culpa multatur fuga? 192

わたしの何の罪が、何の過ちが、追放の罰に値するとおっしゃいますの？

Medea Qui statuit aliquid parte inaudita altera, 199

片方からしか言い分を聞かずお決めになる方は、

aequum licet statuerit, haud aequus fuit. 200

たとえ公正な決定をなさっても、公正な方とは言えません。

不在者に関連する史料として、マルキアヌス法文が紹介された。

D. 48.17.1 pr. (Marcianus 2 publ.):

Divi severi et antonini magni rescriptum est, ne quis absens puniatur: et hoc iure utimur, ne absentes damnentur: neque enim inaudita causa quemquam damnari aequitatis ratio patitur.

学説彙纂第四八卷第一七章第一法文首項(マルキアヌス『公訴訟録』第二卷): 神皇セウエルス及びアントニヌスの勅答によって、不在者は誰も処罰されないことになった。そして我々が用いる法は、不在者は有責判決を受けないように、というものである。というのも、聴聞されていない訴訟において誰かが有責判決を受けることは、公正の理が許さないからである。

同様の表現は、パウルス『断案録』にも見られると指摘する。報告者は下記の通り中間部を略して紹介し読み上げたが、本稿では全体を邦訳しておく(早稲田大学ローマ法研究会訳を参照した)。

Pauli, Sententiae, 5, 5A, 5

: parte absente iudicatarum non obtinuit.

5 当事者の一方が欠席した場合に認められたことは、判決の効力を持つない。

最後に、セネカ「怒りについて」の一節が紹介された。

Seneca, De ira. 1.18.1

Ratio, id iudicare vult quod aequum est:

ira id aequum videri uult quod iudicavit.

理性は実際に公正な判定を下すことを欲する。

怒りは下した判決が公正に見えることを欲する。

クレシェンツィ教授の議論は、古代以降の西洋法における対審構造の起源を、「古典期」に見る。対審と訳したが、用いられたのは、論争、論駁、口頭弁論、反対尋問などを意味する用語、*contradditorio*であった。ポスト古典期や古代末期までを見通す仮説のようだが、配布資料には、下記の記載がある。

Senecae Divi Claudii Apocolocyntosis, XIV, 2

報告中は聞き洩らしたに違いない。大会後、テキストを参照すると、以下の部分が相当する。

Aeacus, homo iustissimus, vetat, et illum altera tantum parte audita condemnat ...

この史料による限り、どうやら一方当事者の弁しか聴取せずに判決を下す例があったと目される。同時に、史料の続きは、この偏頗な判決を異例とし、議論を経て、救済が与えられたことも伝える。『セネカ哲学全集4—自然論集2・補篇』から、「アポコロキュントーシス」(大西英文訳)14章を引用しておく。舞台は冥界の法官に

よる審理で、賽子博打好きのクラウディウスが被告人である。

1 そう言うと、ペドローはクラウディウスをアイアコスの法廷へ引っ張っていった。アイアコスは、殺人罪に関する立法コルネーリウス法に係る審理を担当していたのだ。ペドローは、クラウディウスの告訴を受理するよう求め、次のように記した署名訴状を提出した、「殺害された者、元老院議員三十五名、ローマ騎士三百二十一名、その他「浜の真砂と塵の数ほどの」多数名」。

2 クラウディウスは弁護人を見つけられなかった。やっとのこと、彼の古くからの食卓仲間で、クラウディウスまがいの能弁な舌をそなえた男プブリウス・ペトローニウスが進み出て、裁判の延期を要求した。許されなかった。ペドロー・ポンペイウスが大声援を受けながら弾劾した。弁護人は抗弁したい旨を述べ始めた。誰よりも正義の人であったアイアコスは、それを却下し、一方の当事者の言い分を聞いただけでクラウディウスに有罪を言い渡して、こう言った、「お前がしでかしたのと同じ目にお前も遭えば、正義は正されよう」。

3 法廷は水を打ったように静まりかえった。前例のない手続きに皆、驚き、あっけにとられて、これまで一度もなかったことだといふかっていたのである。しかし、クラウディウスにしてみれば、前例のないことではなく、不当なことだった。クラウディウスをどんな目に遭わせるべきか、その刑罰の種類をめぐって長いあいだ議論が闘わされた。「シーシュポスは荷方を務めてもう長い」、「タンタロスは、助けてやらないと、喉の渇きでくたばってしまう」、「かわいそうなイクシーオンの車輪は、いつか止めてやらないと」などと言う者もいた。

4 昔の罪人の誰一人にも恩赦は与えない、という決定がなされた。クラウディウスにも似たような期待をもたせてはいけない、というのがその趣意である。そこで、新たな罰を創出し、クラウディウスには、何か欲しいと思うものを手にする期待を抱かせながら実現しないという、骨折り損のくたびれ儲けの仕事を考案してやるべきだと決まった。かくしてアイアコスがクラウディウスにこんな判決を下したのだ——底なし壺で賽子遊びをすべし、と。クラウディウスは毎回飛び出してどこかに失せてしまう賽子を早くも探し始めたが、詮ない役務であった。

残念ながら、持ち時間が短く、古代末期・中世以降の展開は語られなかった。マルキアヌスやパウルの史料も、断片的である。対面参加であれば、いつものように、共和国広場脇の階段を下りた昼食会場で、率直な意見や見通しを聴けたのかもしれない。クレシェンツィ教授は、いつも朗らかで和やかである。

現地時間木曜 15 時半に開始されるのは恒例であるが、日本時間では 22 時半である。初日の終了は、日付を跨いで午前 2 時頃であった。3 日目土曜のクレシェンツィ教授報告は、現地の正午過ぎに始まり、日本では 20 時前に終わった。夕方から深夜にかけての開催で、日本からの参加は一人だけと記憶する。講演に似た公式の発言だけでなく、ランチミーティングで気楽に対話できるのが、現地参加の最大の魅力であることを、改めて痛感した。

クレシェンツィ教授のこと、「先生、報告の続き、中世だとどのように受け止められ、対審は如何なる形を採ったのですか？」と聞けば、「ヴェネツィアではこんな規定があつてね」と、答えが返ってきたに違いない。連続性と不連続の双方について、具体例が得ら

れたと期待される。論題、「テキストの構築、論拠と文体の道行き」に、誠に相応しい内容であった。但し、コンスタンティヌス大帝期の話とは言えない。これを許容するのが、本学会最大の特徴かもしれない。

4. 本稿脱稿直前に、堀井優『近世東地中海の形成：マムルーク朝・オスマン帝国とヴェネツィア人』名古屋大学出版会、2022年に触れた。条約体制の下、ヴェネツィア人は商業特権を得て、港湾都市アレクサンドリアも拠点の一つとしながら、東地中海で活動を変容させた。オスマン帝国の広域行政網は秩序を一元化し、領事を通じた統制が強まる。学会で訪れたイスタンブールに多く見られた領事館が想起される。関税請負人となったユダヤ教徒は、ヴェネツィア人商業活動を圧迫する。港湾の開放性は、海上空間と後背地の区別を相対化した。それでも、レヴァント貿易は、中世からの連続性と変容の中にある。ヴェネツィア人共同体は、オスマン帝国内で領事裁判権を保持し、議会選出貴族が任命された。同書は、東地中海の海港社会と秩序構造を明らかにしようとする。

ローマ法史の観点からは、それが、本国・母市ヴェネツィアにおける統治や行政、特に出版など特許・著作権を巡る法制、ローマ・カトリック教会との対抗（東方正教との関係）、といったイタリア法制史の分析に、どの程度、活かされるか、注目される。ローマ大学ローマ法・東地中海法研究所では、研究者養成コースの科目に、「イスラム法（ムスリム法）」がある。東西交流史の一分野として、政治史・経済史のみならず、法制史や教会法の視点が加わることが期待される。保証や司法長官の管轄など、課題となる論点も既に見えている。我が国でも、挑戦者に登場して欲しいところである。